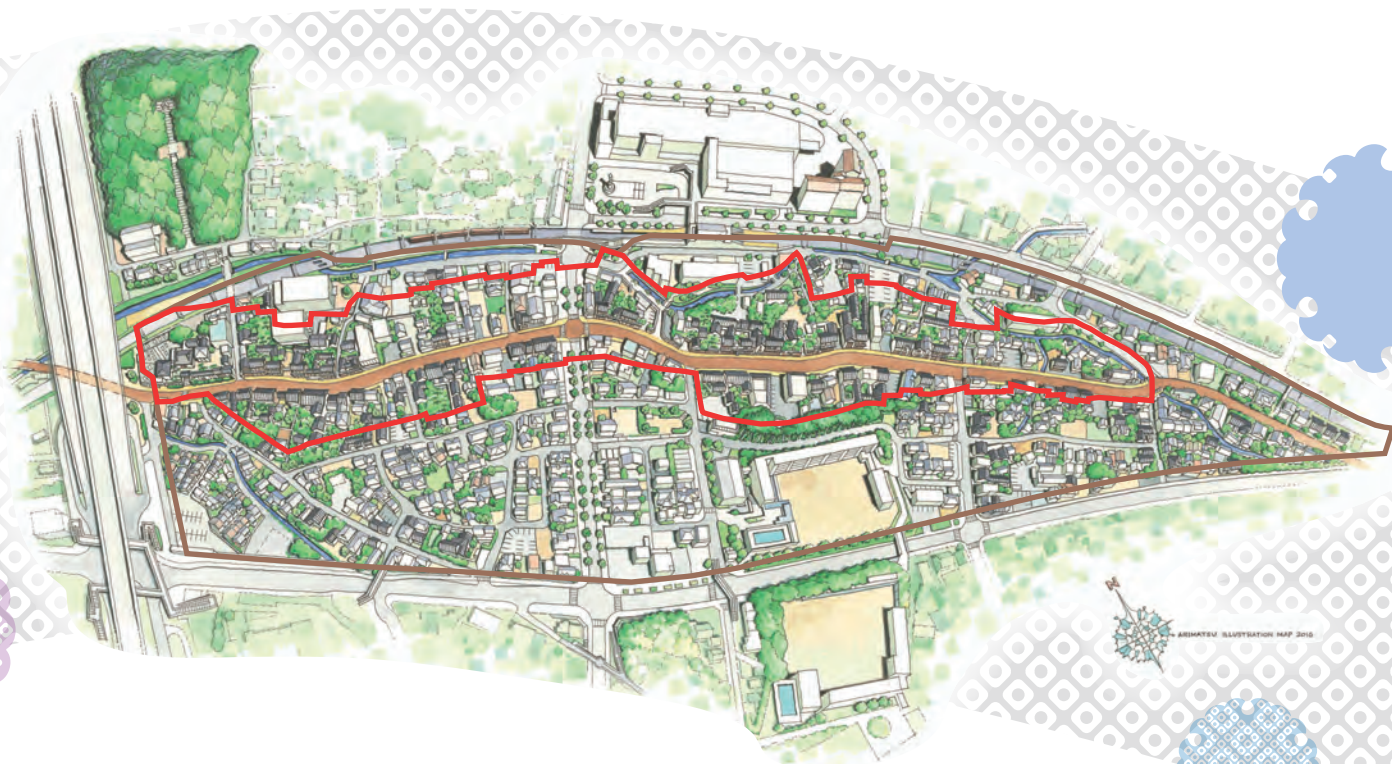


有松 町並みガイドライン

伝統的建造物群保存地区・町並み保存地区のあらまし



名古屋市

はじめに

まちの成り立ち

有松は、慶長 13 年(1608)、東海道の鳴海宿と池鯉鮒宿^{ちりゅう}の間に開かれました。東海道を往来する旅人の土産物として絞り染め(有松絞り)が考案され、以降、有松絞りとともに有松のまちは発展しました。

東海道沿いには、今なお豪壮な絞商の主屋をはじめとする数多くの伝統的な建物がのこり、有松絞りによって繁栄した往時の様子を今に伝えています。



町並み保存の取り組み

有松では、昭和 48 年(1973)に「有松まちづくりの会」が発足し、全国にさがけて住民が主体となった町並み保存の取り組みが行われてきました。昭和 59 年(1984)に「町並み保存地区」に指定し、建築物等の修理・修景事業を始め、平成 18～25 年(2006～2013)には東海道の無電柱化事業に取り組むなど、住民と行政が一体となってまちづくりを進めてきました。そして、平成 28 年(2016)には東海道沿いの町並みを「伝統的建造物群保存地区(伝建地区)」に指定し、町並み保存の取り組みをさらに強化することとなりました。

伝建地区及び町並み保存地区内で建築行為等を行う際には、工事着手前に市への許可申請・届出が必要となります。また、市への許可申請・届出を行う前に、「有松町並み相談会」に事前相談(意見交換)を行ってください。事前相談・手続きには時間を要するため、具体的な設計に入る前のできるだけ早い段階でご相談ください。

有松町並み相談会からのお願い

有松の町並みは、長年にわたる取り組みのもとに保存されてきたものであり、これを次世代へ継承していかなければなりません。そこで、有松の町並みをより良いものにしていくために、有松の住民・商工業者によって構成される「有松町並み相談会」をつくり、町並み保存地区内のすべての建築行為等(建築物・工作物・広告物の新築・解体・部分補修等)について事前相談(意見交換)を行うこととなりました。

つきましては、町並み保存地区内において建築行為等をお考えの方は、具体的な設計に入る前のできるだけ早い段階でご相談いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。



⇒ 手続等の詳細は、P 13～14「建築行為等を行う際に必要な手続き」をご覧ください。

有松町並みガイドラインについて

本ガイドラインは、有松の町並み保存の考え方や制度の内容を示すとともに、地区内において建築行為等を行う際にあらかじめ留意していただきたい事項をまとめたものです。有松の町並み保存の手引きとして、ご活用ください。

目 次

有松の町並みの特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1P

町並み保存の考え方

制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5P

→ 伝統的建造物の修理における留意事項・・・・・・・・・・・・・ 7P

→ 東海道沿いにおける留意事項・・・・・・・・・・・・・ 9P

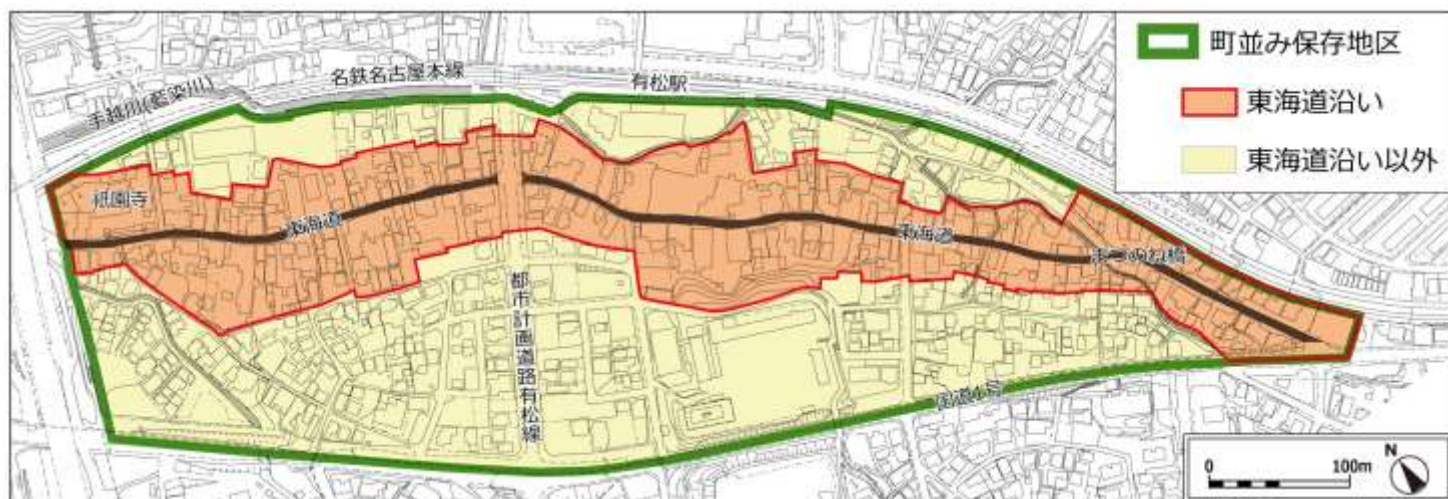
→ 東海道沿い以外における留意事項・・・・・・・・・・・・・ 11P

建築行為等を行う際に必要な手続き・・・・・・・・・・・・・ 13P

支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15P

伝統的意匠の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17P

【参考資料】地区内の基準一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19P



有松の町並みの特徴



伝統的建造物が密度高く残る東海道沿い（祇園寺～まつのね橋）の町並みの特徴についてご説明します。



1 建物配置の特徴

東海道沿いには、①広い敷地を有する商家、②比較的小規模な商家以外の家、の大きく2つのタイプの家がみられ、それぞれに共通する特徴が見られます。

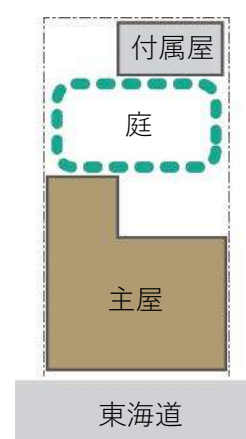
① 商家の建物配置

広い敷地を有する商家の屋敷地では多数の建造物が並びます。東海道に面して間口の広い主屋が建ち、その隣や背後に土蔵を配置します。主屋・土蔵のほかに、門を設けて敷地の周りに塀をめぐらせ、内側を庭とし、茶室、書院座敷、離れを置くものもあります。



② 商家以外の建物配置

比較的小規模な商家以外の屋敷地では、東海道に面して敷地間口いっぱいに主屋を建て、主屋の背後に付属屋や庭を配置します。



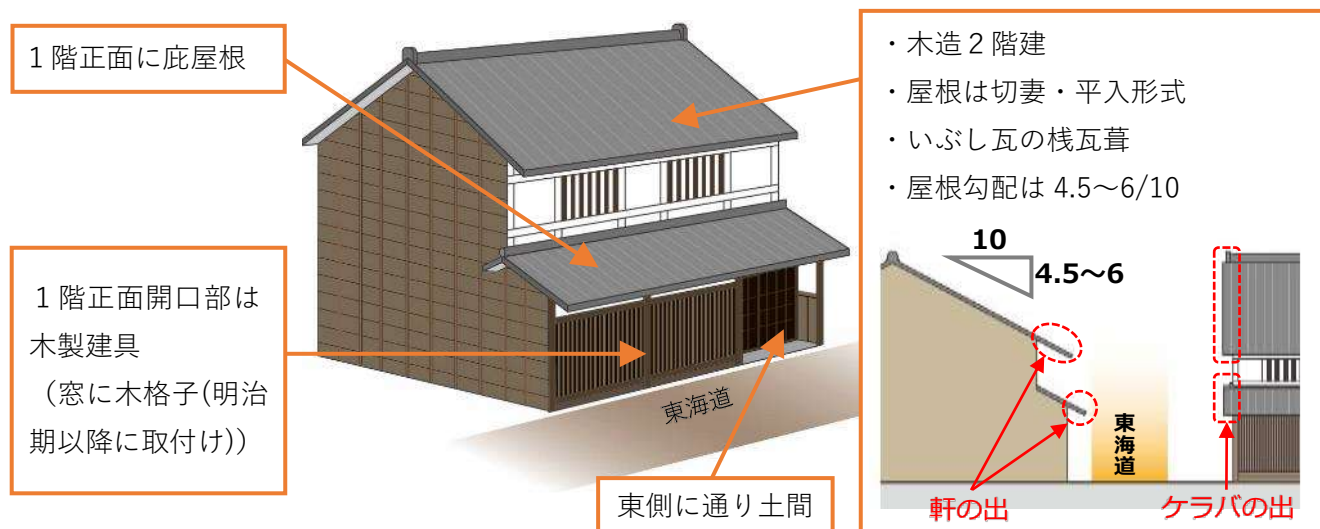


2 伝統的建造物の特徴

東海道沿いには、主屋、土蔵、門・塀、石積などの伝統的建造物が見られ、建造物の種類や建てられた時代により共通する特徴が見られます。

(1) 主屋

東海道沿いの主屋には、以下のような共通する特徴が見られます。



東海道沿いの主屋は、①商家の主屋、②商家以外の主屋、2つのタイプに大きく分けられ、さらに、建てられた時代によっても異なる特徴が見られます（次頁参照）。

用語解説

きりつま ひらいり 切妻・平入

切妻：二方向の傾斜屋根からなる山形の屋根

平入：切妻屋根の斜面側を建物正面とする形式で、道路と軒が平行となる



いぶし瓦・陶器瓦 (釉薬瓦)

いぶし瓦：粘土を蒸し焼きにし、表面に銀黒色の炭素膜を形成させた瓦

陶器瓦：粘土に釉薬をかけて焼き、表面にガラス質を形成させた瓦 (釉薬瓦)

ほんがわらぶき さんがわらぶき 本瓦葺・棧瓦葺

本瓦葺：平瓦と丸瓦を交互に重ねて葺いたもの

棧瓦葺：平瓦と丸瓦をあわせて波型にした瓦を葺いたもの



しんかべ 真壁造

柱・梁等の木部を見せ、壁を漆喰仕上げとした造り

ぬりごめ 塗籠造

外壁や軒裏を漆喰で塗り籠めた造り



真壁造



塗籠造

有松の町並みの特徴

① 商家の主屋の特徴

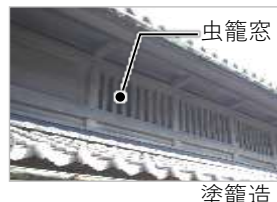
「江戸後期」

2階の高さが低い(つし2階)
※江戸時代は2階に居室を設けることが禁じられ、物置として利用していたため

- ・ 庇屋根の下は土間(土庇)
- ・ 1階正面の開口部は木製建具



- ・ 2階正面外壁と軒裏は漆喰で塗り籠め(塗籠造) 黒漆喰が多い
- ・ 2階開口部は虫籠窓



「明治期」

江戸期よりも2階の高さが高くなる
※明治期になり2階に居室を設けることが可能になったため

庇屋根の下は一部土間



- ・ 2階正面外壁と軒裏は漆喰で塗り籠め(塗籠造) 一部には真壁造もみられる
- ・ 2階開口部は虫籠窓



「昭和前期」

明治期よりも2階の高さが高くなる

2階開口部は木製ガラス戸



- ・ 2階正面は柱・梁等の木部を見せ、壁を漆喰仕上げ(真壁造)
- ・ ケラバは漆喰で塗り籠め



② 商家以外の主屋の特徴

- ・ 2階正面は柱・梁等の木部を見せ、壁を漆喰仕上げ(真壁造)

2階の高さは時代が新しくなるほど高くなる傾向

側面外壁は下見板張り



明治期



昭和前期

(2) 土蔵

建物の外周を全体的に土壁とし、漆喰で塗り固めた仕上げとしています。

腰部分をなまこ壁で仕上げるものや、漆喰仕上げに加えて板張りとするものが見られます。



(3) 門・塀

門：商家においてみられる伝統的な門（表門・長屋門）は、屋根を瓦葺とし、扉は木製の板戸としています。



塀：伝統的な塀は、屋根を瓦葺とし、腰壁を下見板張りもしくは縦板張り、小壁を漆喰塗りとしています。戦後に建てられた塀では、金属葺の屋根に縦板張りのものも見られます。



(4) 石積

敷地境界に高低差がある場所では、石積が築かれている例が見られます。有松では特に玉石や切石の石積が多いです。



玉石の石積



切石の石積(布積)



切石の石積(亀甲積)

◆建造物以外の町並みの要素（環境物件）

伝統的な建造物とともに、町並みを構成する環境的な要素として、樹木や竹林、水路などがあります。このうち特に必要と認められる物件を「環境物件」として特定し、伝統的な建造物とともに保存を図っていきます。

【環境物件の例】



樹木



竹林



水路

町並み保存の考え方 制度の概要

絞り染めの発展とともに形成された有松の歴史的町並みの維持・向上を図るため、その骨格をなしている伝統的建造物の修理に取り組むとともに、その他の建造物の修景等に取り組みます。

1 対象区域と制度

対象区域は、伝統的建造物が密度高く残る東海道沿いを含み、低層の住宅地として景観的なまとまりを持つ名鉄名古屋本線及び国道に囲まれた範囲とします。

(1) 東海道沿い

伝統的な建造物が密度高く残る東海道沿い（祇園寺～まつのね橋）では、**伝建地区制度**に基づき、重点的に歴史的町並みの保存を図ります。また、まつのね橋以东の東海道沿いにおいては、伝建地区制度に準じた修景基準等により町並みの保存を図ります。



東海道沿い



東海道沿い以外

(2) 東海道沿い以外

東海道沿い以外においては、**町並み保存地区制度**及び**地区計画制度**に基づき、良好な住環境・景観を維持する観点から町並みの保存を図ります。

伝統的建造物群保存地区（伝建地区）制度

文化財保護法に基づき、歴史的町並みを保存・整備していく制度です。地区内すべての建築行為等が許可制となり、確実に町並みを保存・整備していきます。

町並み保存地区制度

名古屋市町並み保存要綱に基づき、歴史的町並みを保存・整備していく制度です。建物の修景基準などを定め、歴史的環境に配慮した建築行為の誘導を図ります。

地区計画制度

都市計画法に基づき、建物の用途や高さの制限などについて、地区住民の意向を反映しつつ総合的、一体的に定め、その地区の特性にふさわしいまちづくりを進める制度です。





2 伝統的建造物

伝建地区及び町並み保存地区内において、概ね昭和 30 年までに伝統的な様式・構造・材料で造られた建物、門・塀、石積等については、所有者の意向を確認した上で、「伝統的建造物」として特定し、重点的に保存・支援を図ります。



建物（主屋）



建物（土蔵）



門・塀



石積

⇒ 伝統的建造物については、修理基準に基づき、現状維持または復元的修理を行い、建て替えずに使い続けます。

★**伝統的建造物の修理における留意事項⇒p7～8 参照**

【修理のイメージ】



伝統的な外観を復元した事例
（看板の撤去、木製建具への変更など）

3 伝統的建造物以外の建造物

⇒ 伝統的建造物以外で新築、増築、改築等の建築行為を行う場合は、修景基準等に基づき、町並みとの調和を図ります。

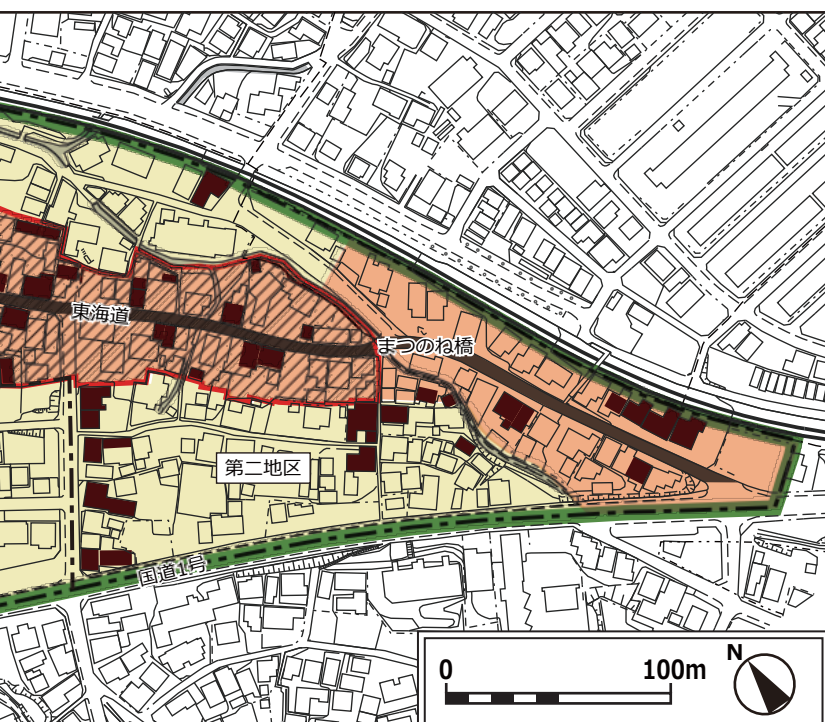
★**東海道沿いにおける留意事項⇒p9～10 参照**

★**東海道沿い以外における留意事項⇒p11～12 参照**

【修景のイメージ】



隣の伝統的建造物と調和した外観の建物を新築した事例



凡例

- 伝統的建造物群保存地区
- 町並み保存地区
- 東海道沿い(伝建地区)
- 東海道沿い(まつのね橋以东)
- 周辺区域
- 地区計画区域
(第一地区、第二地区、駅前地区)
- 概ね昭和30年より前に建てられた
建造物(建物・門・塀・石積み等)
- 環境物件(樹木・竹林・水路)

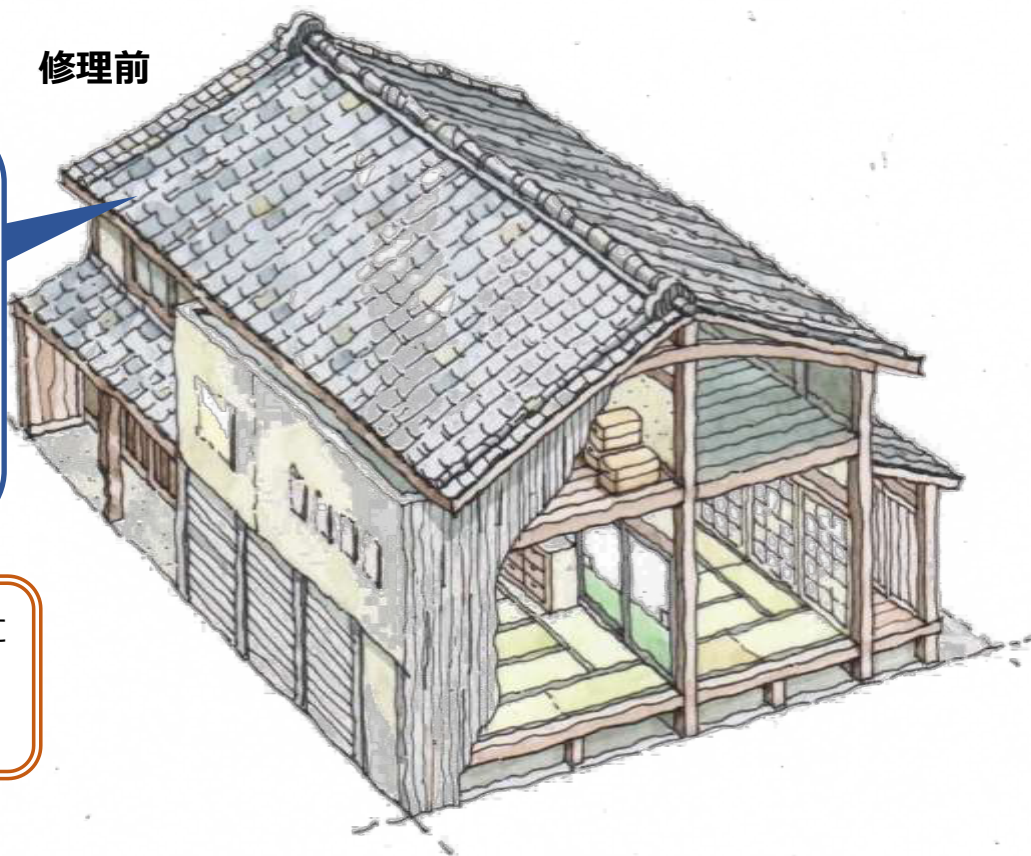
《伝統的建造物の修理の考え方》

伝統的な外観を維持するための修理、または復元的修理（改変された部分を以前の伝統的な意匠に戻す修理）を基本とします。

修理前

まず、建物の傷み具合や改変の痕跡を調査しましょう。
調査結果（歴史的な根拠）に基づき、具体的な修理・復原方法を検討・決定します。

外観の修理や耐震補強には補助制度があります。
⇒p15～16 参照



《調査のポイント》

全体的・長期的な視点から計画的に修理を行うために、修理を行おうとする建物全体を調査することを基本としてください。

- ・ あらかじめ、建物の歴史が分かる資料を探してください。
⇒古写真、古い絵図・設計図、昔の状況を知っている人への聞き取り調査等
- ・ あらかじめ、建物の傷み具合や改変の痕跡を調査してください。
⇒柱、梁、壁、建具、屋根（瓦や小屋組など）、基礎（土台など）の寸法や材料、傷み具合、改変の痕跡などを調査します。



※補助を受けて修理する場合は、あわせて設計図等の作成も必要となりますので、建築士に調査及び設計を依頼してください。

調査結果（歴史的な根拠）に基づき、具体的な修理・復原方法を検討・決定します。

★有松町並み保存地区内に概ね昭和 30 年までに建てられた建物を所有している方へ

伝統的建造物に特定されていない建物であっても、手続きを経たうえで、新たに伝統的建造物に特定できる場合があります。補助金により修理する方法もありますので、歴史まちづくり推進室にご相談ください。

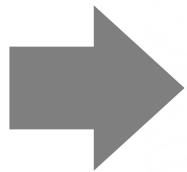


必要に応じて、伝統的な建物の構造特性（ねばり強さ）をいかした耐震補強を行いましょう。

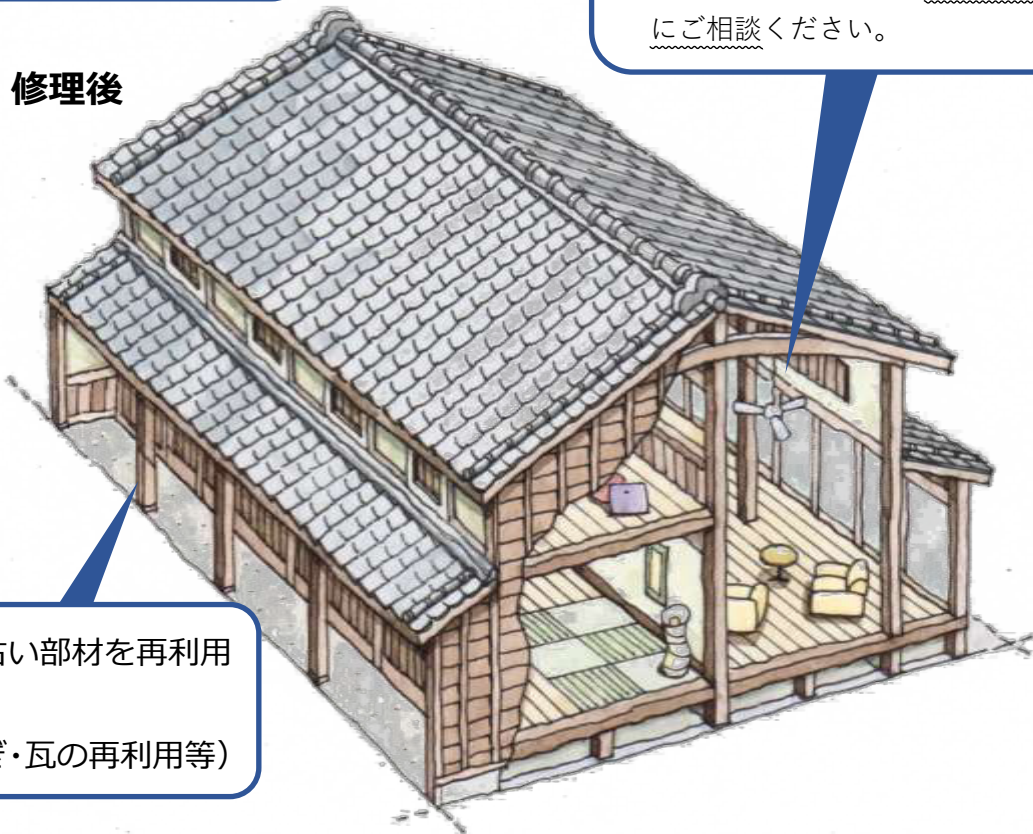
畳・ふすま・間仕切り壁などの内装は自由に改変できます。

※柱や梁などの主要部材は改変できません。
※内装を改変する際も、あらかじめ名古屋市にご相談ください。

修理後



可能な限り古い部材を再利用します。
(柱の根継ぎ・瓦の再利用等)



《耐震補強のポイント》

・必要に応じて、伝統的な建物の構造特性（ねばり強さ）をいかした耐震補強を行いましょう。

⇒計画段階で詳細な耐震診断（精密診断）を行い、少ない改変で高い耐震性が得られるような補強計画を立てましょう。

例：屋根の葺土おろし、腐食した部材の交換、耐震壁の設置 等



腐食した土台の交換



耐震壁

《部材再利用のポイント》

建造物の部材（材料）は、その建造物の歴史を知るための貴重な情報源であるため、可能な限り再利用してください。

⇒特に柱や梁などの主要な構造材や瓦については、可能な限り再利用してください。部分的な損傷が見られる場合は、損傷部分のみを取り換えるようにしてください。道路から見える木部を新材に取り換える修理・復原を行う場合は、古色仕上げとすることを基本としてください。



柱の根継ぎ

町並み保存の考え方 東海道沿いにおける留意事項

屋根・庇は伝統的な意匠（切妻・平入・瓦葺・1階正面に庇屋根）とします。
軒の高さ・屋根勾配は、周囲の伝統的建造物と調和させましょう。

奥行きのある長い建物は、屋根を分けるなどし、町並みとの調和を図りましょう。

新築する建造物は、敷地規模や位置にあった造りを基本としましょう。

（例）間口が広い敷地

東海道沿い…塗籠造の主屋

敷地の奥側…土蔵造の付属屋

間口が狭い敷地

東海道沿い…真壁造の主屋

修景基準により、町並みと調和した外観とする場合は、補助制度があります。
⇒p15～20 参照

東海道に面する建物の壁面位置は、周囲の伝統的建造物と合わせましょう。

東海道に面する既存の駐車場は、門や塀を設置して車を見えにくくします。

東海道からよく見える部分には、伝統的な意匠・素材を用いましょう。

（例）外壁…土壁、漆喰塗り、板張り

建具…木製の戸、木格子

屋根…いぶし瓦

広告物は、自家用広告物のみとします。

デザインは、伝統的な広告物（木製看板や木綿製のれん等）にならうことが推奨されます。

建築設備等は、道路から見えない位置に設置することを基本とします。道路から見える場合は、木製格子で覆う等の配慮が必要です。

※概ね昭和30年までに建てられた建造物についてはP7「伝統的建造物の修理における留意事項」も参照してください。

「建物全体の意匠の留意点」

- ・東海道に面する建物の壁面位置は、東海道から後退させずに周囲の伝統的建造物と合わせることを基本としてください。
 - ・東海道に面する建造物は、補助金等を活用しながら東海道から見える部分を伝統的な意匠・材料により修景することが望ましいです。修景にあたっては、伝統的建造物の意匠を参照してください。
- ⇒敷地規模や位置を考慮して参照すべき建造物の種類（商家の主屋、商家以外の主屋、土蔵、付属屋、門、塀など）を選択した上で、建造物全体を歴史的根拠に基づいた適切な意匠とすることが望ましいです。（⇒p2～4 参照）



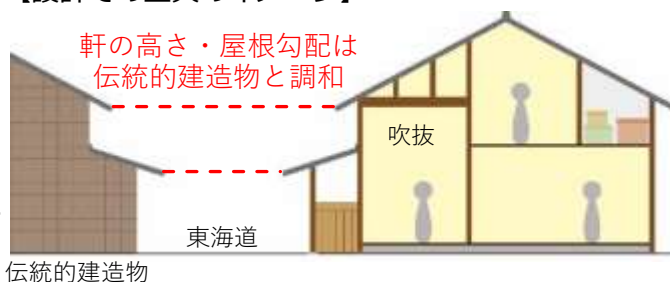
「色彩の留意点」

- ・色彩は、木材、漆喰、いぶし瓦、銅などの伝統的な材料の素地色を基本としてください。ただし、道路から見える木部は古色仕上げとすることを基本としてください。

「建物の高さの留意点」

- ・東海道に面する建物の軒の高さや屋根勾配は、周囲の伝統的建造物と調和させることを基本としてください。
- ⇒伝統的建造物の階高は現代の一般的な建物の階高よりも低いため、設計の中で工夫してください。

【設計での工夫のイメージ】



「壁面及び開口部の留意点」

- ・東海道から見える外壁、開口部（戸・窓・格子）、戸袋等の構成や意匠（寸法・納まり・材料など）は、伝統的建造物の意匠を参照してください。
- ・シャッターは設置しないことを基本としてください。

「建築設備等の留意点」

- ・室外機や電気メーター等の建築設備や自動販売機は、道路から見える部分には設置しないようにしてください。やむを得ず露出する場合は、黒色や濃い茶色等の目立たない色に着色するか、木製格子で覆う等により外観上目立たないようにしてください。
- ・太陽光パネルは、東海道から見える部分には設置せず、その他の道路から見える部分においても設置しないことを基本としてください。



「駐車場の留意点」

- ・東海道に面する既存の駐車場は、町並みと調和した門や塀を設けるなどし、車両を見えにくくしてください。
- ・東海道に面して駐車場を新設することはできる限り避けてください。



概ね昭和 30 年以前に建てられた建造物は、伝統的建造物の修理基準による修理を行うことが推奨されます。
補助金により修理する方法もありますので、歴史まちづくり推進室にご相談ください。

屋根は切妻・瓦葺と
しましょう。

外壁は無彩色や茶色などの
落ち着いた色彩としましょう。

高さは 12 メートル以下
(3 階建て以下)とします。
※駅前地区は除く

建物、門・塀、看板等の仕上
げは、伝統的な素材や意匠を
とりいれましょう。

広告物は、周囲の町並みと調和した大きさ、
デザインとし、彩度の高い色の使用は控え
てください。

建築設備等は、道路から見えにくい位置
に設置しましょう。

《屋根の留意点》

- ・有松の伝統的な屋根形式（切妻屋根）を基本としてください。陸屋根や片流れ屋根は避けることが望ましいです。
- ・和瓦（いぶし瓦またはいぶし色の陶器瓦）を用いた葺瓦を基本としてください。和瓦以外の材料（鋼板やスレートなど）を使用する場合は、仕上げ部分の材料や色彩等について慎重に検討を行うこととし、瓦屋根の町並みに配慮したものとしてください。





※建築設備等の留意点

- ・ 室外機等の建築設備や自動販売機は、道路から見える部分には設置しないように努めてください。やむを得ず設置する場合は、位置や色彩に配慮してください。
- ・ 太陽光パネルは、道路からよく見える部分には設置しないように努めてください。道路から見える部分に設置する場合は、屋根と一体的に見える形態とすることを基本としてください。



屋根と一体的に見える
太陽光パネル例

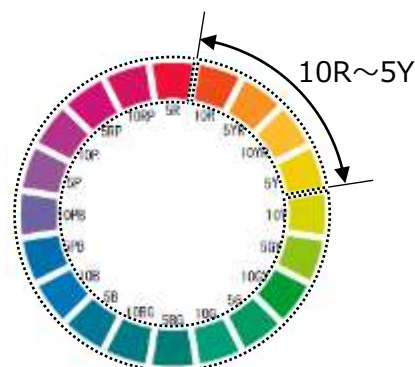
※色彩の留意点

- ・ 建築物等の色彩は、木材や和瓦などの伝統的な材料の素地色を基本としてください。
- ・ 外壁に現代的な材料（サイディング等）を使用する場合は、有松の伝統的建造物を参照した配色を検討し、無彩色（漆喰調）や茶色（板張り調）の仕上げとすることが望ましいです。
- ・ 明度・彩度の高い色彩や反射率の高い仕上げ材料の使用は控えるようにしてください。やむを得ず彩度・明度の高い色彩を使用する場合は、濃い茶色や黒色を組み合わせて使用するなど、全体の色彩のバランスを考慮してください。

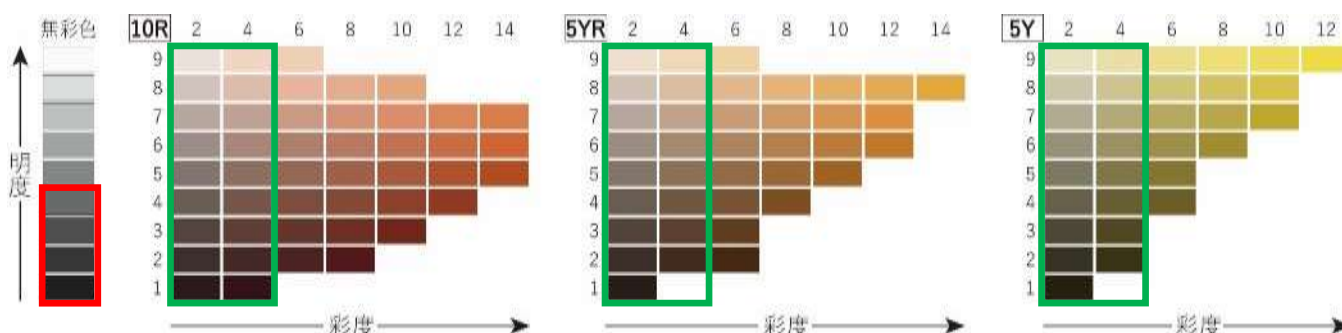
東海道沿い以外における建築物等の推奨色

	色相(色合い)	彩度(鮮やかさ)	明度(明るさ)
外壁	10R～5Y	4 以下	—
	上記以外	1 以下	—
屋根	無彩色		4 以下

■ 色相



■ 明度、彩度



※色彩の数値表示は「マンセル表色系」に基づくものです。印刷のため、実際のマンセル表色系と色が異なる場合があります。

マンセル表色系

色を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの要素に分類し、それぞれ尺度化して順に記載することにより、特定の色彩を数値により示すもの。

色相：赤、緑、青というような色合いの違いのこと。

彩度：鮮やかさの違いのこと。一般的に数値が高いものは派手で目立つものとされている。

明度：明るさの違いのこと。数字が大きくなるほど白色に近くなる。

建築行為等を行う際に必要な手続き

伝建地区及び町並み保存地区内で建築行為等を行う際には、

まず、名古屋市歴史まちづくり推進室にお問い合わせください。



工事着手前に市への許可申請・届出が必要になります。また、市への許可申請・届出を行う前に、「有松町並み相談会」に事前相談(意見交換)を行ってください。事前相談・手続きには時間を要するため、**建築行為等をお考えの方は、構想のできるだけ早い段階でご相談ください。**

1 許可申請・届出(事前相談)が必要となる建築行為等



《事例》

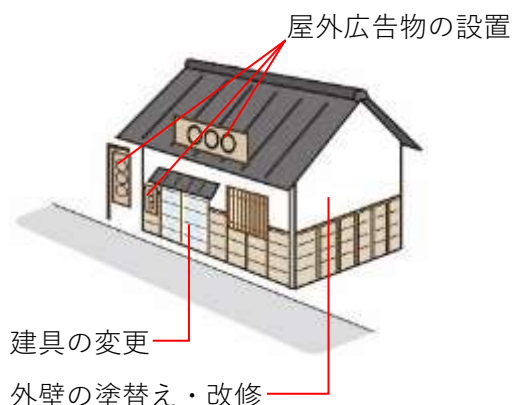


お店を出すために看板をつける場合、手続きは必要？

看板を設置する場合も必要です。その他、以下のような工事をする場合でも事前相談や許可申請・届出が必要となります。

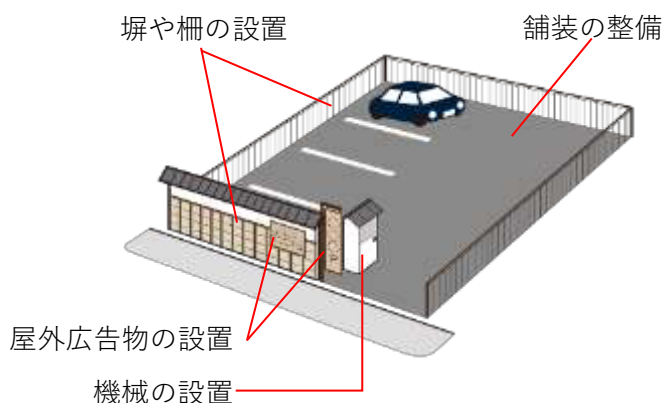


例1 店舗・事業所等を改装する場合



例2 駐車場を整備する場合

※東海道沿いでは駐車場の設置は控えてください。

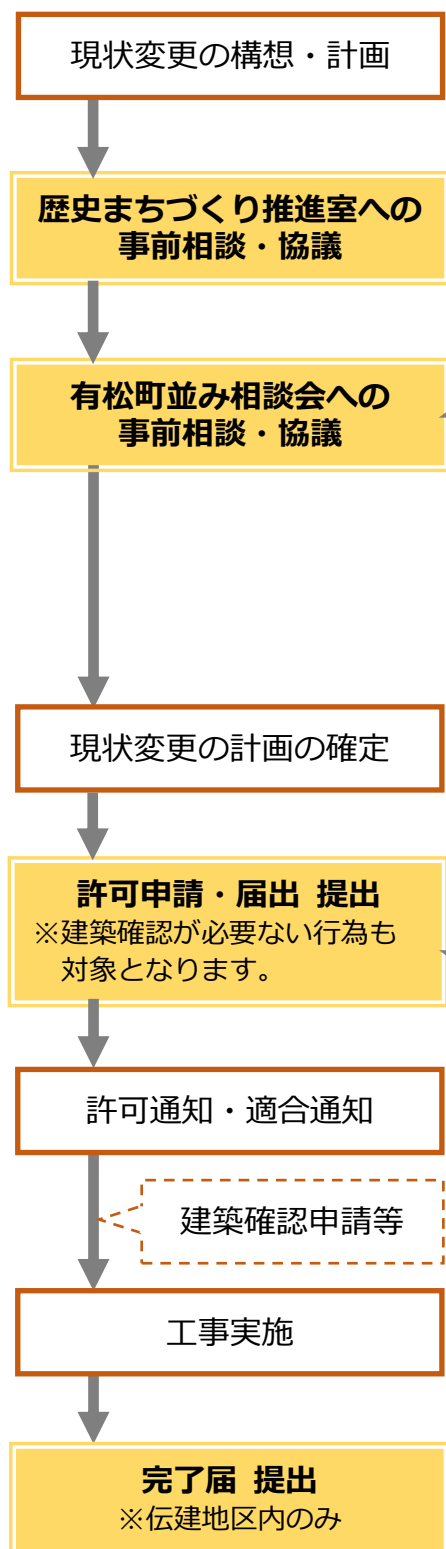




2 手続き

	町並み相談会	伝建許可申請	町並み保存届出	地区計画届出
伝建地区内	○	○	—	○
伝建地区以外(周辺地域)	○	—	○	○

3 手続きの流れ

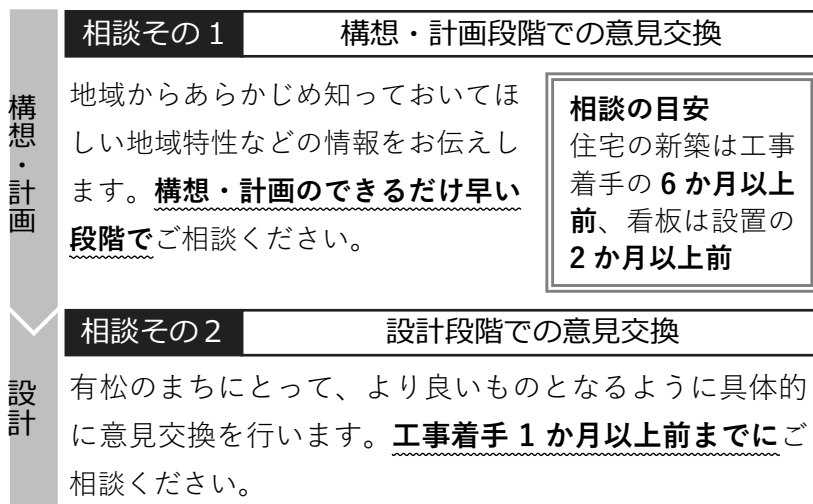


有松町並み相談会について

有松の歴史的町並み及び良好な住環境の維持・向上を図るため、建築行為等について、事前相談（意見交換）を行っています。

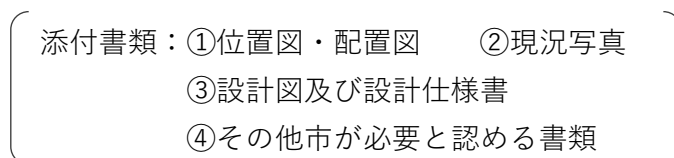


《相談会の流れ》



《提出書類》

- ・【伝建地区】伝統的建造物群保存地区現状変更行為許可申請書
- ・【周辺地域】町並み保存地区現状変更行為届出書
- ・【伝建地区・周辺地域】地区計画の区域内における行為の届出書



※「地区計画の区域内における行為の届出書」は工事着手 30 日前までに提出する必要があります。

支援制度

1 伝建地区における修理・修景等にかかる補助金について（伝統的建造物群保存地区保存事業補助金）

伝建地区内において、修理基準・修景基準に基づき伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建造物の修景を行う場合、補助金を受けることができます。工事内容の調整や手続き等に時間を要しますので、名古屋市歴史まちづくり推進室までお早めにご相談ください。（工事実施年度のおおよそ2年前からご相談をいただく必要があります。）

(1) 補助金のスケジュール





(2) 補助金の額

区分	補助対象経費	補助率	上限額
伝統的建造物の修理	外観及び構造耐力上主要な部分を修理基準に基づいて修理する際に要する費用 (建造物の保存のために必要な防災設備の整備に要する経費も含む)	8/10 以内	1,500 万円
伝統的建造物以外の建造物の修景	外観を修景基準に基づいて修景する際に要する費用	7/10 以内	700 万円
環境物件の復旧	環境物件を復旧する際に要する費用	5/10 以内	100 万円

※文化庁や伝建審議会と協議等を行いますので、十分な準備及び期間が必要となります。

※国及び市の財政状況等により、年間の補助物件及び金額が限られる場合があります。

伝建地区外においても、伝統的な建物や東海道沿いの建物は補助が可能な場合があります。詳しくは、歴史まちづくり推進室までご相談ください。



2 税の軽減

伝建地区内において、下記のとおり、税の軽減措置が図られます。

区分		相続税（国税）	固定資産税・都市計画税（市税）
伝統的建造物	建物	財産評価額の 3/10 を控除	非課税
	土地	財産評価額の 3/10 を控除	税額の 1/2 を軽減
伝統的建造物 以外の建造物	建物	—	—
	土地	—	税額の 1/5 を軽減

《その他の支援》「なごや歴まちびと」の派遣

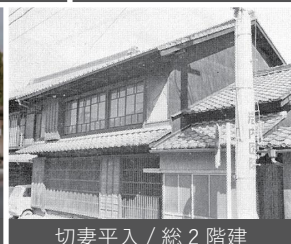
古い建物の修理や活用などの方法について、専門家（建築士・大工等）から無料でアドバイスを受けることができる制度もあります。お気軽にご相談ください。



伝統的意匠の事例

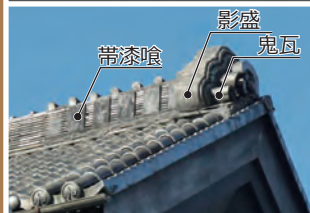
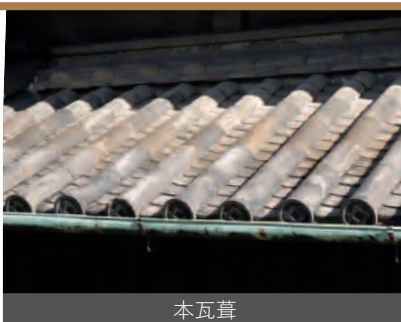
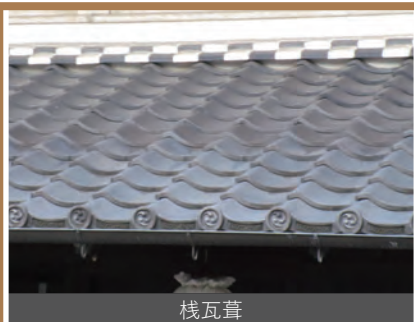
◆ 建造物の種類

主屋

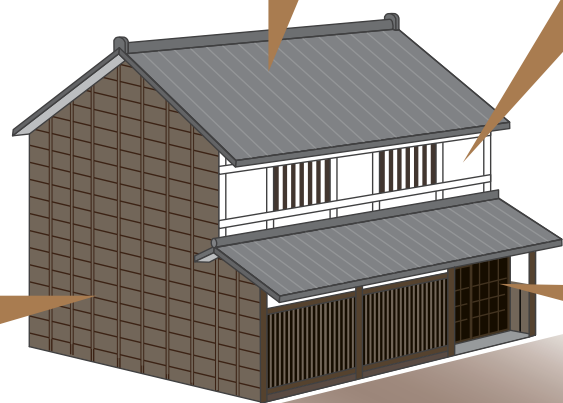


◆ 伝統的意匠

屋根



側面





土蔵



壁面：漆喰塗り・なまこ壁



壁面：漆喰塗り・下見板張



壁面：漆喰塗り・縦板張



壁面：下見板張

門・堀



門 屋根：瓦葺 扉：板戸
堀 屋根：瓦葺
小壁：漆喰 腰壁：縦板張



門 屋根：瓦葺 扉：木格子戸
堀 屋根：瓦葺
小壁：漆喰 腰壁：縦板張



門 屋根：瓦葺 扉：板戸
堀 屋根：瓦葺
小壁：漆喰 腰壁：下見板張



門 屋根：瓦葺 扉：木格子戸
堀 屋根：銅板葺
壁面：縦板張

2 階正面



壁 面：漆喰塗籠
軒 裏：漆喰塗籠（波型）
開口部：虫籠窓（角柱・塗籠）



壁 面：漆喰塗籠
軒 裏：漆喰塗籠（平型）
開口部：虫籠窓（角柱・塗籠）



壁 面：漆喰塗籠
軒 裏：漆喰塗籠（平型）
開口部：虫籠窓（丸柱・塗籠）



壁 面：漆喰塗籠
軒 裏：木現
開口部：虫籠窓（角柱・木現）



壁 面：漆喰塗籠
軒 裏：木現
開口部：虫籠窓（細丸柱・銅）



壁 面：真壁
軒 裏：木現
開口部：金属格子窓・銅製戸袋



壁 面：真壁
軒 裏：木現
開口部：木製ガラス戸



壁 面：真壁
軒 裏：木現
開口部：木製ガラス戸

1 階正面



庇の下：土間（土庇）
開口部：木製建具・木格子



庇の下：一部土間（土庇）
開口部：木製建具・木格子



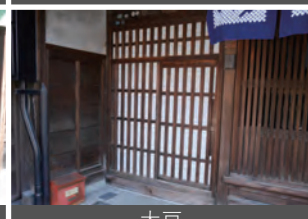
開口部：木製建具・木格子・戸袋



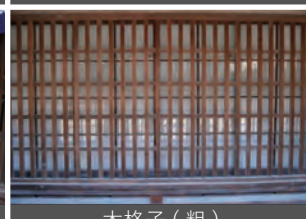
開口部：木製建具・木格子・戸袋



木格子戸



大戸



木格子（粗）



木格子（細）

【参考資料】地区内の基準一覧 ※地区の範囲⇒p5～6 参照

1 伝統的建造物群保存地区の基準

(1) 修理基準

		修理基準（補助対象）
建築物	位置／高さ／構造／屋根・庇／外壁／開口部・建具／色彩	原則として、履歴を調査の上、現状維持のための修理又は復元的修理を行う。
	建築設備等	原則として、道路から容易に望見できる部分に露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、有松の歴史的町並みと調和する仕上げ・着色等を施すか、木製格子で覆う等により外観上目立たないようにする。
工作物	門・塀等／擁壁・石積等	原則として、履歴を調査の上、現状維持のための修理又は復元的修理を行う。
環境要素（樹木・水路等）		現状維持又は復原のための復旧を行う。

(2) 東海道沿い（祇園寺～まつのね橋）における修景基準及び許可基準

		修景基準（補助対象）	許可基準	
敷地	規模・形状	原則として、有松の歴史的町並みを形成している既存の地形や敷地の形状を維持する。		
	壁面の位置	有松の歴史的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。 東海道に面する場合は、周囲の伝統的建造物と合わせる。		
建築物	高さ	原則として、2 階建以下とする。	12m 以下とする。 東海道に面する場合は、原則として道路境界線上で地上 6m から 10 分の 6 の勾配を持つ斜線以内に建築する。	
	構造	原則として、木造在来軸組工法とする。	有松の歴史的町並みを損なわないものとする。	
	屋根・庇	原則として、いぶし瓦の棧瓦葺とする。 屋根勾配は、周囲の伝統的建造物と調和させる。 東海道に面する場合は、軒・庇の出幅、高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	勾配屋根とし、原則として切妻形式とする。 東海道に面する場合は、切妻・平入形式とし、かつ 1 階と 2 階の間には庇を設ける。ただし、土蔵等の伝統的建造物に倣った位置・屋根形状とし、有松の歴史的町並みと調和するものはこの限りではない。 樋は黒又は濃い茶色とする。ただし、銅製とする場合は素地色とする。	
	外壁	原則として、漆喰塗り、板張りなどの有松の歴史的町並みに調和したものとする。	有松の歴史的町並みを損なわないものとする。	
	開口部・建具	原則として、木製建具とする。 木製格子、虫籠窓などの伝統的な意匠を用い、有松の歴史的町並みに調和したものとする。	有松の歴史的町並みを損なわないものとする。	
	色彩	有松の歴史的町並みを損なわない落ち着いた色彩とする。 東海道から望見できる部分は無彩色又は濃い茶色を基調とする。		
	建築設備等	原則として、道路から容易に望見できる部分に露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、有松の歴史的町並みと調和する仕上げ・着色等を施すか、木製格子で覆う等により外観上目立たないようにする。		
	工作物	門・塀等	原則として、木造とする。漆喰塗り、板張り、瓦屋根などの伝統的な意匠を用い、有松の歴史的町並みに調和したものとする。	有松の歴史的町並みを損なわないものとする。 東海道に面する場合は、歴史的町並みの連続性を維持する位置、形状、意匠、色彩とする。
擁壁・石積等		原則として、周囲の伝統的な石積に倣った伝統的な意匠を用い、有松の歴史的町並みと調和したものとする。	有松の歴史的町並みを損なわないものとする。	
屋外広告物		有松の歴史的町並みを損なわない位置、形状、意匠、色彩とする。 自家用広告物とし、2 階の軒より上には設置しない。		
駐車場		東海道に面して駐車場を設置する場合は、工作物の修景基準に従い、門・塀等を設置して車両を見えにくくする。	東海道に面して駐車場を設置する場合は、工作物の許可基準に従い、門・塀等を設置して車両を見えにくくする。	
土地の形質の変更		 現況の地形を可能な限り活かし、変更後の状態が、有松の歴史的町並みを損なわないものとする。 原則として、擁壁が生じるような地形の変更は行わないものとする。やむを得ない場合は、石貼りや植栽等で表面を修景する。		
木竹の伐採 土石類の採取				実施後の状態が、有松の歴史的町並みを損なわないものとする。
環境要素 (樹木・水路等)				有松の歴史的町並みを損なわないものとする。

2 町並み保存地区の基準

(1) 東海道沿い（まつのね橋以南）における修景基準

		修景基準
敷地	規模・形状	原則として、有松の歴史的町並みを形成している既存の地形や敷地の形状を維持する。
	壁面の位置	有松の歴史的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。 東海道に面する場合は、周囲の伝統的建造物と合わせる。道路境界から後退する場合は、環境要素または工作物の修景基準に従い、生垣または門・塀等を設置する。
建築物	高さ	原則として、2階建以下とする。
	構造	原則として、木造在来軸組工法とする。
	屋根・庇	原則として、切妻形式とし、いぶし瓦の棧瓦葺とする。 屋根勾配は、周囲の伝統的建造物と調和させる。 東海道に面する場合は、切妻・平入形式とし、かつ1階と2階の間には庇を設ける。軒・庇の出幅、高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。 樋は黒又は濃い茶色とする。ただし、銅製とする場合は素地色とする。
	外壁	原則として、漆喰塗り、板張りなどの有松の歴史的町並みに調和したものとする。
	開口部・建具	原則として、木製建具とする。 木製格子、虫籠窓などの伝統的な意匠を用い、有松の歴史的町並みに調和したものとする。
	色彩	有松の歴史的町並みを損なわない落ち着いた色彩とする。 東海道から望み見える部分は無彩色又は濃い茶色を基調とする。
	建築設備等	原則として、道路から容易に望み見える部分に露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、有松の歴史的町並みと調和する仕上げ・着色等を施すか、木製格子で覆う等により外観上目立たないようにする。
	門・塀等	原則として、木造とする。漆喰塗り、板張り、瓦屋根などの伝統的な意匠を用い、有松の歴史的町並みに調和したものとする。
工作物	擁壁・石積等	原則として、周囲の伝統的な石積に倣った伝統的な意匠を用い、有松の歴史的町並みと調和したものとする。
	屋外広告物	有松の歴史的町並みを損なわない位置、形状、意匠、色彩とする。 自家用広告物とし、2階の軒より上には設置しない。
	駐車場	東海道に面して駐車場を設置する場合は、環境要素または工作物の修景基準に従い、生垣または門・塀等を設置して車両を見えにくくする。
	土地の形質の変更	現況の地形を可能な限り活かし、変更後の状態が、有松の歴史的町並みを損なわないものとする。 原則として、擁壁が生じるような地形の変更は行わないものとする。やむを得ない場合は、石貼りや植栽等で表面を修景する。
	木竹の伐採 土石類の採取	実施後の状態が、有松の歴史的町並みを損なわないものとする。
	環境要素 (樹木・水路等)	有松の歴史的町並みを損なわないものとする。 東海道に面して生垣を設置する場合は、有松の歴史的町並みに調和したものとする。

(2) 東海道沿い以外(周辺区域)における修景基準

修景基準
町並みの歴史的な景観と調和させつつ、良好な住環境の整備を図るため、建物は、原則 3 階建以下とし、可能な限り傾斜屋根にする。生垣を設ける場合は、周辺の景観に調和したものとする。建造物等のデザイン・色彩・使用材料等についても、周辺の景観を損なわないものとする。

※東海道沿い（祇園寺～まつのね橋）の修理基準、修景基準は伝建地区の基準を参照。

3 地区計画の制限(概要)

	有松地区(第一地区)	有松地区(第二地区)	駅前地区
用途制限 (建築不可)	1 ポーリング場、スケート場等 2 マー جان屋、パチンコ屋、射的場 3 公衆浴場(床面積 500 ㎡以内は除く) 4 畜舎		1 工場 ※例外規定あり 2 ポーリング場、スケート場等 3 マー جان屋、パチンコ屋、射的場 4 公衆浴場(床面積 500 ㎡以内は除く) 5 畜舎
壁面後退	道路から 0.3m 以上※例外規定あり	—	—
最高高さ	12m※例外規定あり		20m
形態意匠	1 屋根・庇の形状は伝統的形式に調和したもの 2 外壁・屋根の色は町並み景観に調和した落ち着いた色調 3 広告物は町並み景観に調和したもの		

※詳細は市公式ウェブサイト掲載の「有松駅南地区計画」をご覧ください。



〔問合せ先〕

名古屋市観光文化交流局歴史まちづくり推進室

住所：名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

TEL：052-972-2782 FAX：052-972-4128

E-mail：a2782@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp